

茨労発基 0807 第 3 号
令和 8 年 8 月 7 日

各団体の長 殿

茨城労働局長
(公印省略)

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律等の施行等について
(個人ばく露測定等関係)

厚生労働行政の推進につきましては、日頃より格段の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律等の施行等について(個人ばく露測定等関係)が別紙のとおり通知されたところです。

本改正においては、作業環境における労働者の有害な因子へのばく露の程度を把握するために行う個人ばく露測定を作業環境測定の一部として位置づけ、作業環境測定基準に従って行わなければならないとされ、その測定精度の担保を図ることとしております。

また、作業環境測定法第 2 条第 3 号の新設により、個人ばく露測定を作業環境測定として明確に位置づけるとともに、指定作業場(作業環境測定法第 2 条第 4 号)に、労働安全衛生法第 65 条の 3 第 1 項から第 3 項までの規定により作業環境測定を行う作業場のうち政令で定めるものを追加し、作業環境測定士に作業環境測定(個人ばく露測定)を実施させなければならないこととしております。

貴団体におかれましては、この趣旨等を御理解いただき、傘下会員事業場等に対する周知に御協力を賜りますようお願い申し上げます。

問合せ先：茨城労働局労働基準部健康安全課
電 話 029-224-6215